

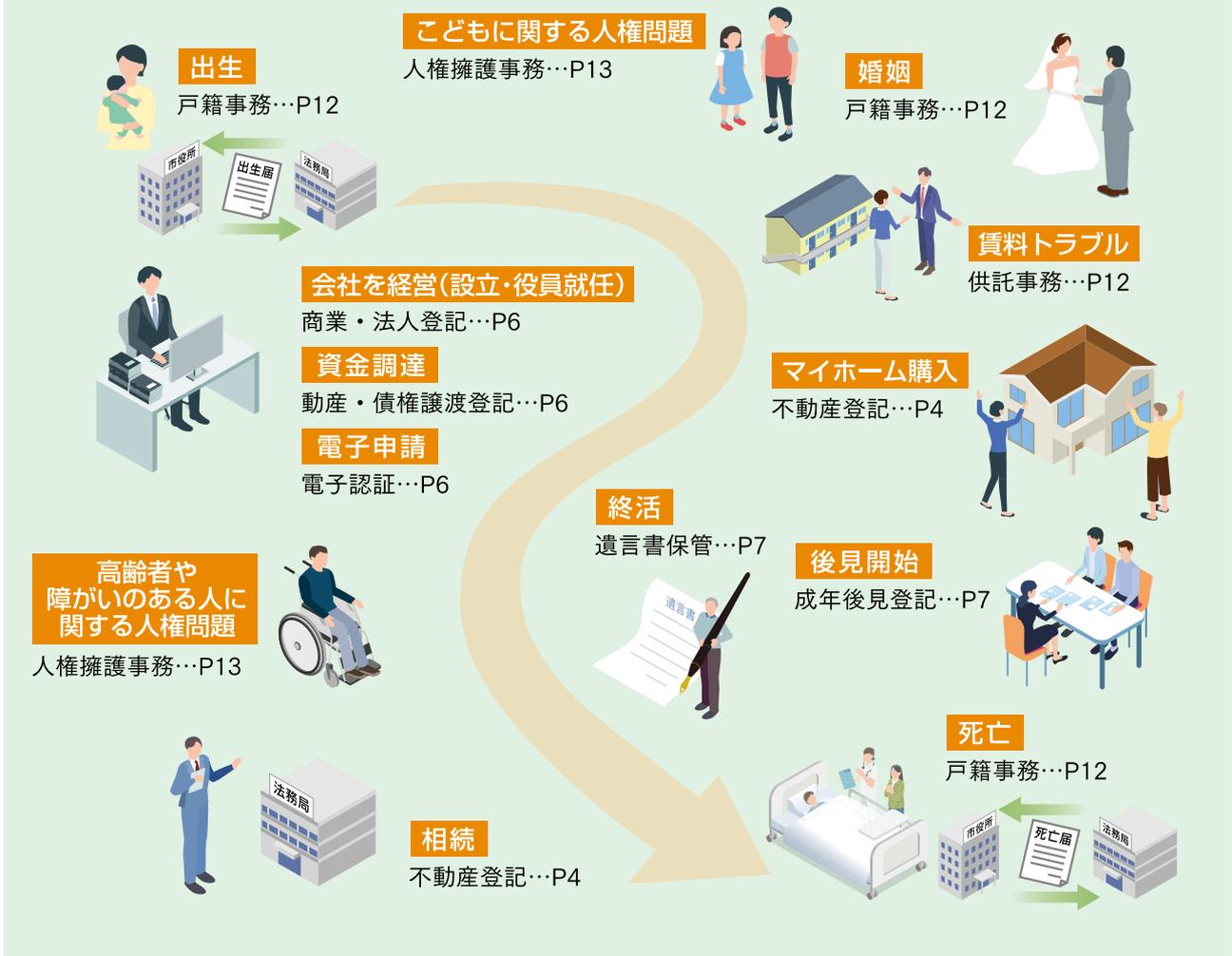
法務局の業務

法務局は、法務省の地方機関の一つとして、登記、戸籍・国籍、供託等の民事行政事務、人権擁護事務、訟務事務を取り扱っています。

| | | | |
|---------------------|---------------|-------------------------|--------------|
| 不動産登記 P4 | 商業・法人登記 P6 | 動産譲渡登記・ 債権譲渡登記 P6 | 成年後見登記 P7 |
| 登記所備付地図 P5 | 電子認証 P6 | 実質的支配者リスト P7 | 戸籍・国籍 P12 |
| 法定相続情報証明 P4 | 筆界特定 P5 | 自筆証書遺言書保管 P7 | 供託 P12 |
| 所有者不明土地問題への取組 P8 | 人権擁護 P13 | 訟務 P13 | |

くらしの中の法務局

法務局の業務は、国民の財産等の権利関係や身分関係に密接に関連しています。

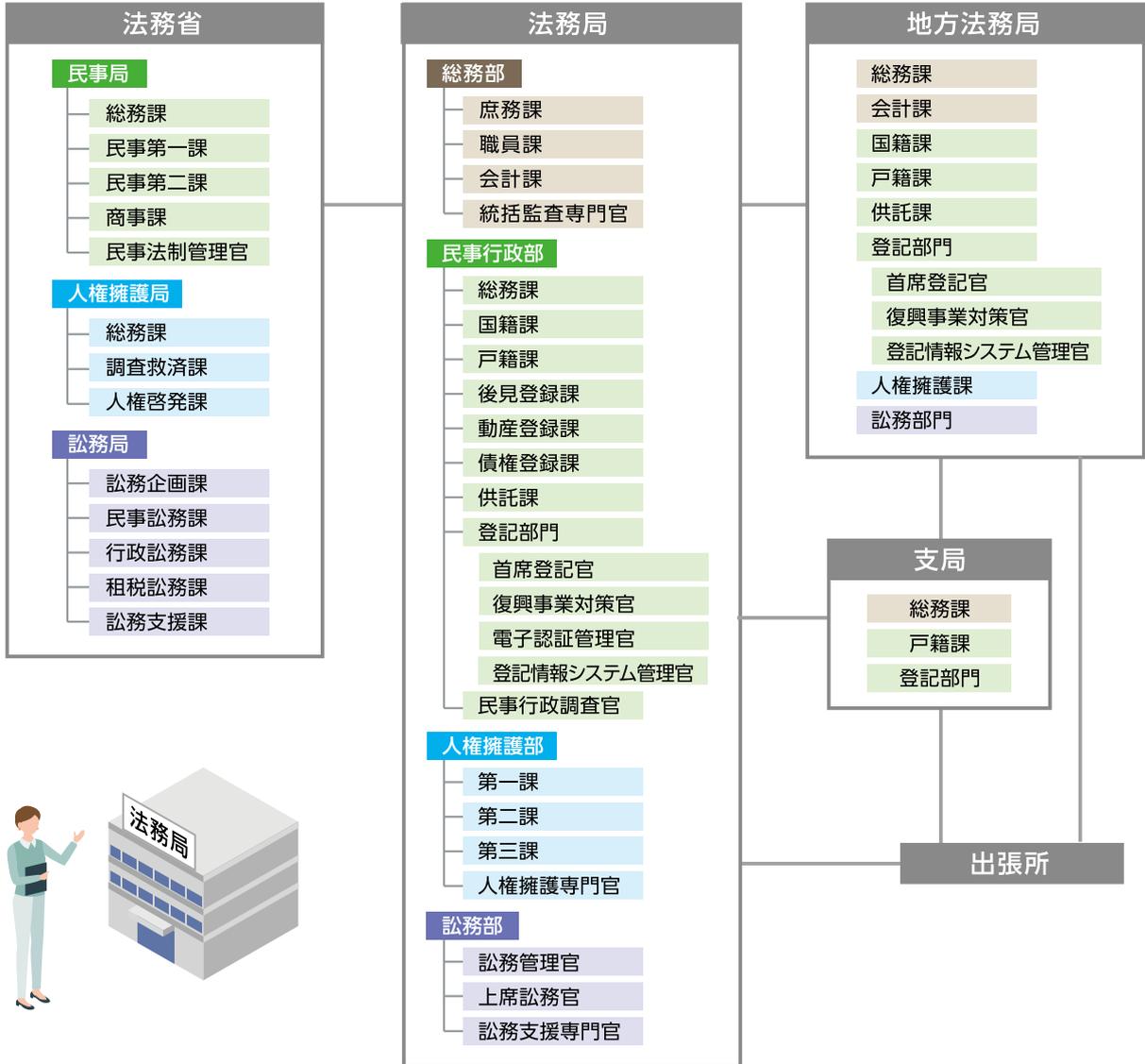
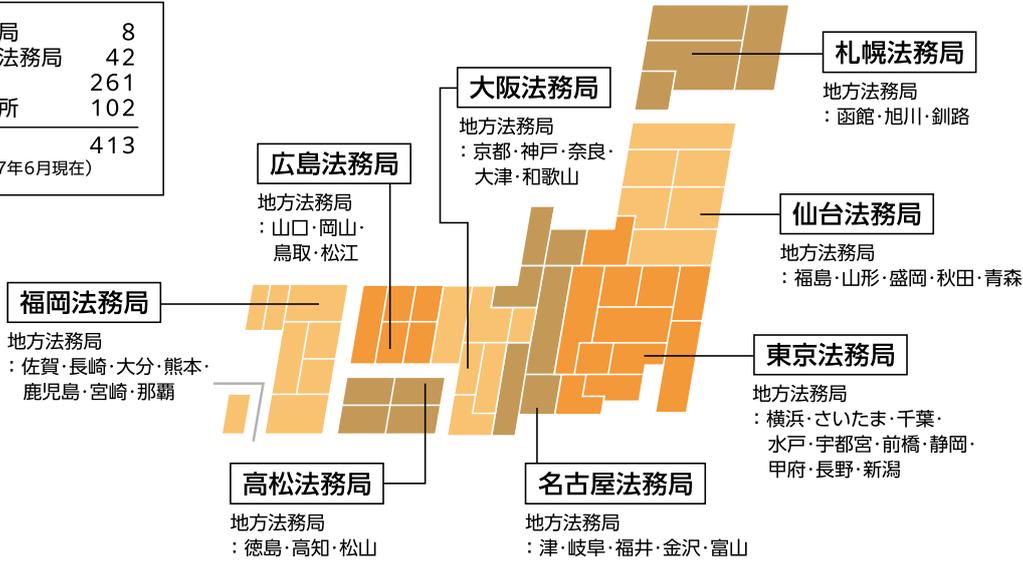


法務局の組織

法務局の組織は、全国を8ブロックの地域に分け、各ブロックの中心に「法務局」が置かれ、その下に都道府県を単位とする「地方法務局」が置かれています。

また、法務局を統括する中央機関として、法務省に民事局・人権擁護局・訟務局が置かれています。

| | |
|------------|-----|
| 法務局 | 8 |
| 地方法務局 | 42 |
| 支局 | 261 |
| 出張所 | 102 |
| 計 | 413 |
| (令和7年6月現在) | |





不動産登記

概要

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官（法務局職員）が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

■ 所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



■ 抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



[登記事項証明書の見本]

| 権利部（甲区）（所有権に関する事項） | |
|--------------------|--|
| 1 | 所有権 平成20年10月14日 所有権 特別区長府庁一丁目1番1号 住 戸 部 |
| 2 | 所有権 平成20年10月14日 所有権 特別区長府庁一丁目1番1号 住 戸 部 |

| 権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項） | |
|-------------------------|--|
| 1 | 所有権 平成20年10月14日 所有権 特別区長府庁一丁目1番1号 住 戸 部 |
| 2 | 所有権 平成20年10月14日 所有権 特別区長府庁一丁目1番1号 住 戸 部 |

見 本

このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

法定相続情報証明制度

概要

相続人が、戸籍関係書類等とともに、被相続人や相続人の氏名等の法定相続情報を記載した一覧図を法務局に提出すると、その記載内容を登記官が確認して、対外的に証明する制度です。

また、本制度の利用者に、相続登記の申請義務があること（令和6年4月から）の説明を行い、一覧図の写しを利用した相続登記を促します。

メリット

法務局が提供する一覧図の写しを利用して、登記申請や、相続税、年金など様々な相続手続における手続的負担の軽減ができ、社会全体のコスト削減の効果も図られています。

登記所備付地図の整備

登記所備付地図とは

法務局（登記所）には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

全国の法務局では、都市部の困難度の高い地区の地図作成（法務局地図作成事業）を進めています。

公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

地図を作るメリット

- 都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えるなど、経済活動が活発になります。
- 大規模災害が起こった場合であっても、地域の再生や土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。
- 隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

法務局地図作成事業の概要

1 防災・まちづくり型法務局地図作成事業（令和7年度～）

全都道府県の都市部（人口集中地域）を対象（10か年、合計200km²）

2 大都市特化型法務局地図作成事業（令和7年度～）

地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象（10か年、合計30km²）

（対象地域）

- 交通結節点周辺や大規模商業施設・産業施設等再開発が予定されている地域
- その他、我が国の経済成長促進につながる地域

3 震災復興型法務局地図作成事業

東日本大震災、平成28年熊本地震の被災地において実施をしつつ、大規模災害の被災地域での実施を随時検討

【公図】



【登記所備付地図】



筆界特定制度

概要

土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が筆界の現地における位置を特定する制度です。土地家屋調査士等の専門家の意見も踏まえて中立・公正な判断により、充実した手続保障の下で、裁判の場合よりも簡易迅速に筆界を特定することができます。

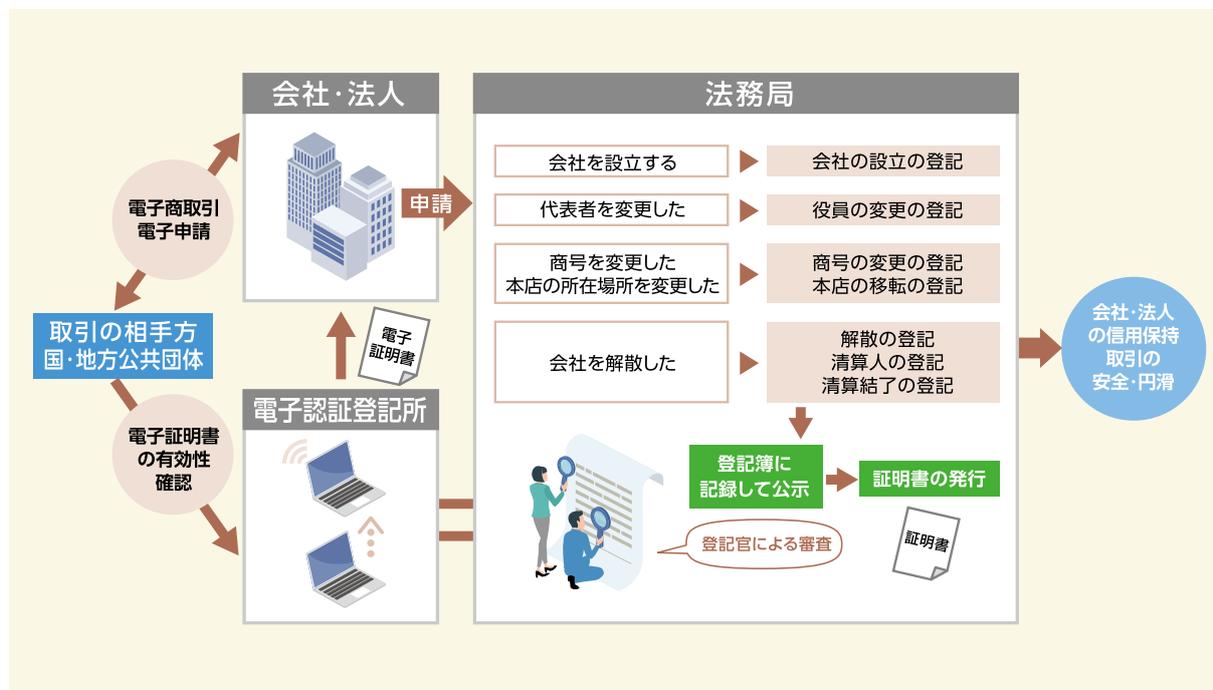
商業・法人登記及び電子認証制度

商業・法人登記とは

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

電子認証制度とは

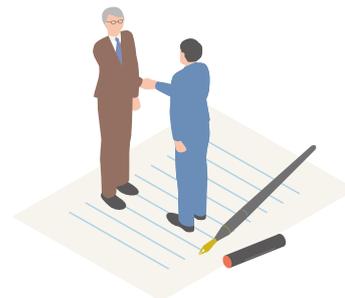
近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。



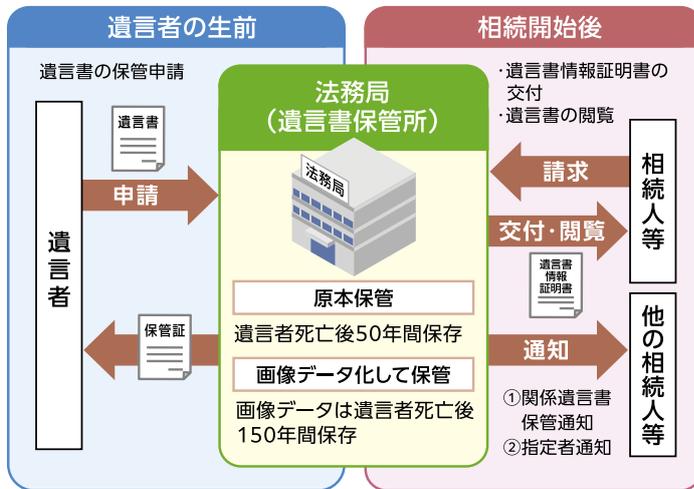
動産譲渡登記・債権譲渡登記

概要

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。



自筆証書遺言書保管制度



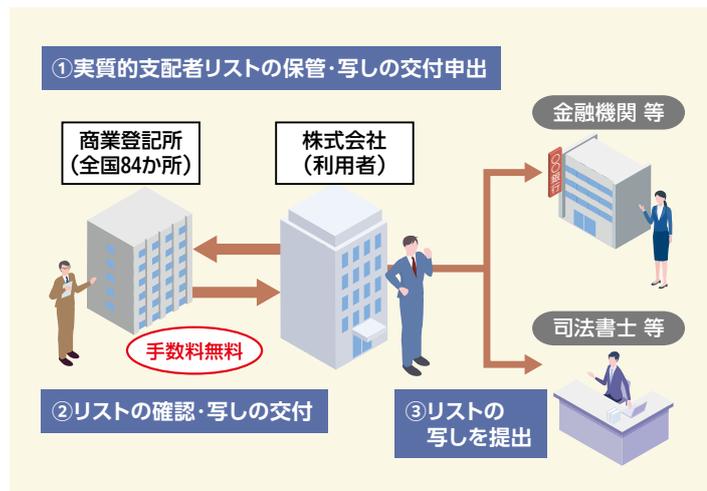
概要

自筆証書遺言に係る遺言書を法務局で保管することで、遺言書の紛失や改ざんを防ぎ、相続の円滑化を実現する制度です。相続の開始後は、相続人や受遺者等に遺言書の内容が確実に伝わるよう、遺言書の内容を明らかにした証明書（遺言書情報証明書）の交付や遺言書の閲覧ができ、相続人や受遺者等に対して遺言書を保管している旨の通知も行います。

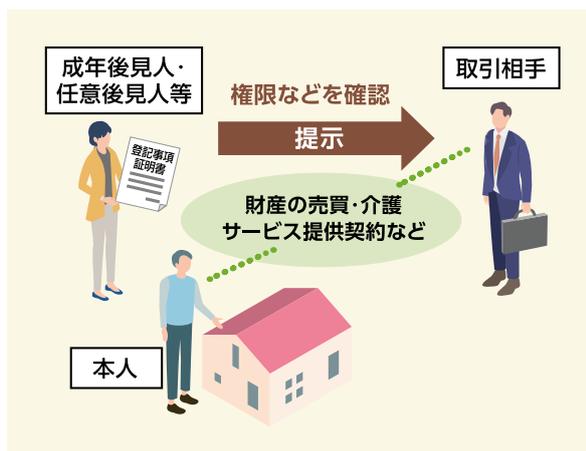
実質的支配者リスト制度

概要

株式会社（特例有限会社を含む。）からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者リスト（実質的支配者について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面）について、所定の添付書面により内容を確認した上でこれを保管し、登記官が認証文を付した上で、実質的支配者リストの写しの交付を行う制度です。



成年後見登記



概要

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人等）に代わって、後見人等が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を交付しています。

所有者不明土地問題への取組

概要

所有者不明土地の解消を図るため、令和3年4月に民事基本法制の総合的な見直しが行われました。

法務局に関する部分では、特に発生の予防の観点から、不動産登記制度が大きく変わるなど、所有者不明土地の発生を抑制するための新たな制度がスタートしています。

イメージキャラクターの「トウキョネ」が新制度のPRをしているよ!



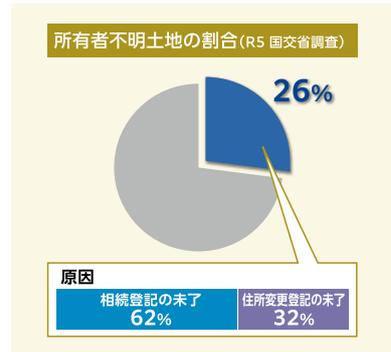
■ 「所有者不明土地」とは？

相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態になっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地

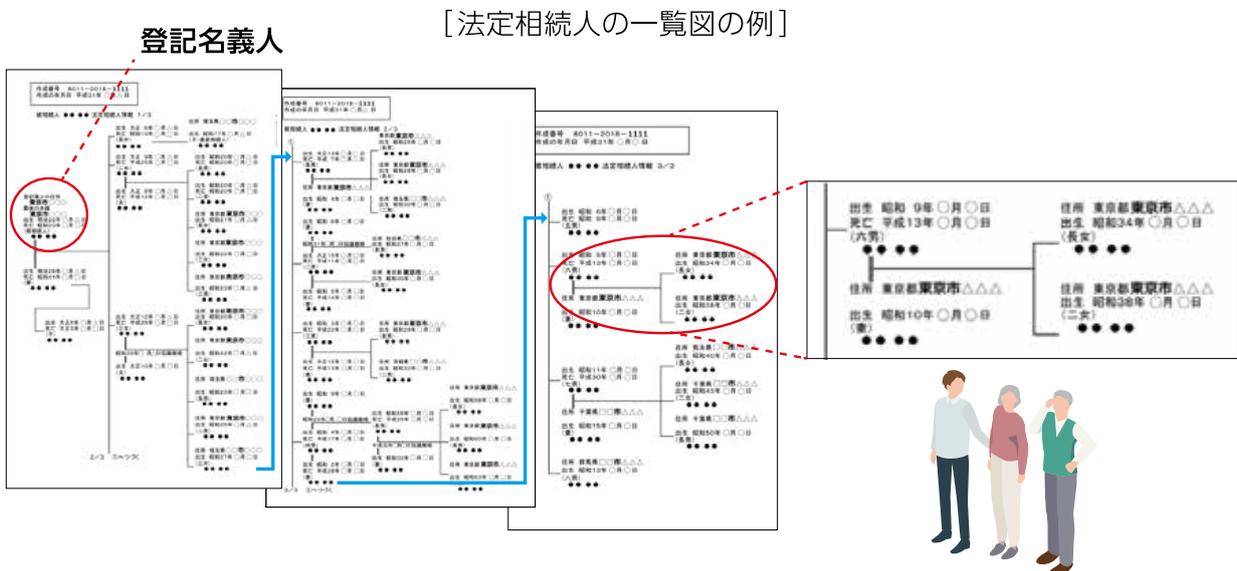
■ 所有者不明土地が引き起こす問題

土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や災害時の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が適切に管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。



長期相続登記等未了土地解消事業

長期間にわたり相続登記が未了になっている土地について、登記官が、公共事業等の実施主体（地方自治体等）からの求めに応じて相続人となり得る者が誰かを探索し、登記官が職権で登記記録に長期相続登記等未了土地である旨等を記録するとともに、法定相続人の一覧図を登記所へ備え付ける取組です。これにより、公共事業等の実施主体が土地の所有者を探索するコストを削減できることから、公共事業の円滑な遂行等のために全国で活用されています。



表題部所有者不明土地解消事業

旧土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載がそのまま残り、表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地について、登記官が所有者等を探索する取組です。所有者等を特定できた土地は、登記記録上所有者等が明らかとなり、特定できなかった土地は、裁判所の選任した管理者による管理が可能となるため、公共事業の円滑な遂行等のために全国で活用されています。

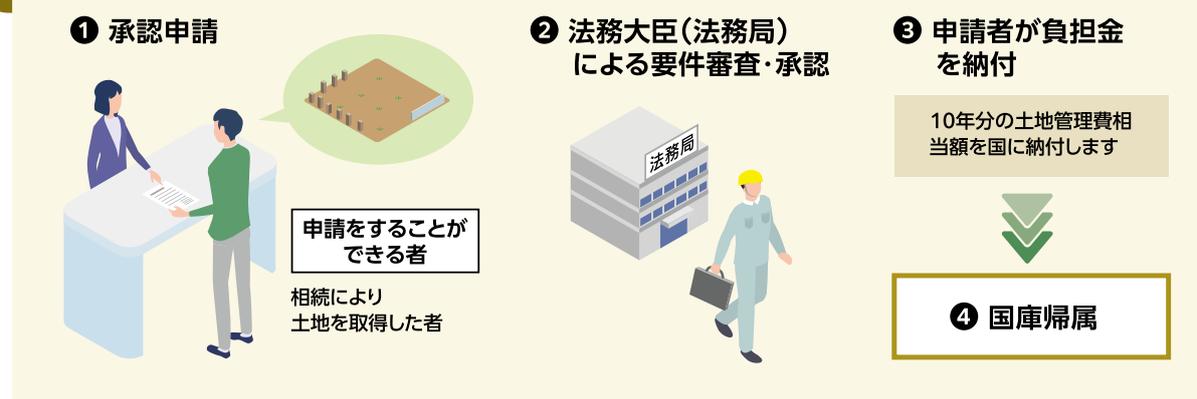
相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日施行）

制度創設の経緯

人口減少・都市化による土地利用ニーズの低下等を理由に、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加しています。また、相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いています。

そこで、所有者不明土地の発生を抑えるため、相続により取得した土地のうち、一定の要件を満たすものは、法務局での審査を経て、国庫に帰属させることができる制度が創設されました。

手続きイメージ



相続土地国庫帰属制度のポイント

- **相続により取得した土地**について、所有者からの申請により、所有権を国に移転することができます。
- 申請先は、**土地の所在地を管轄する法務局・地方方法務局の本局**です。
- 帰属させることができる土地については、建物が無いことなど、**法令で定める要件を満たす必要**があります。
- 本制度の活用には、負担金の納付などの**一定の費用負担**が必要です。

相続した
利用しない土地を
手放す制度です。



国庫帰属が認められない土地の主な例

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 危険な崖がある土地
- 債務の担保になっている土地(抵当権など)
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 境界(所有権の範囲)が明らかでない土地
- 通路など他人による使用が予定されている土地

これらの土地に当てはまるかどうかについて、法務局職員が審査(書面調査や実地調査)を行います。



相続登記の義務化（令和6年4月1日施行）

これまで

- 相続登記をする義務やペナルティがない。
- あまり使わない土地・建物だから放置。
- 相続登記の手続が面倒。
- 相続人同士での話し合いが進まない。



➡ 相続登記がされないまま放置され、所有者不明土地が発生!!



相続登記がされるようになるため、不動産登記制度の見直しがされました!

【相続登記の申請を義務化】

令和6年4月1日から、相続登記が**義務化**されました。

不動産を相続したことを知った日から3年以内に登記をする必要があります。

令和6年4月1日より前に相続していた不動産についても、義務化の対象となります。

そもそも、登記が義務になることを知らないという方も少なくありません…

法務局では、相続登記の義務化について、皆さんに知っていただくために様々な活動を行っています。ポスターやパンフレットを配布したり、地方公共団体等の関係団体と連携して説明会を開催したり…etc.

👉 法務省ホームページで、新制度について分かりやすく解説した**まんが**が公開しています。是非チェックしてみてください!



この二次元コードから チェックできるよ!



「自分で相続登記をしたいけど、手続きが難しい」と断念される方もいらっしゃいます…

【丁寧な手続案内の実施】

法務局では、窓口や電話でのご案内を実施するほか、ウェブ会議を利用した手続の案内も実施しています。

このほか、相続登記の申請を検討されている方や、相続登記の申請手続がどのようなものか興味がある方に向けた、「登記手続ハンドブック」も公開しています。



【相続人申告登記の新設】（令和6年4月1日施行）

相続登記の申請義務を果たすための新しい登記が創設されました。

相続人申告は、相続について相続人間で争いがある場合でも、相続人が単独で簡易に申出を行うことができます。

「利用予定のない土地なので、費用（登録免許税）をかけてまで登記をしたくない」という声もあります…

【登録免許税の減免措置】

不動産の評価額が100万円以下の土地については、相続登記をするに当たって必要になる登録免許税が免除（免税）されています（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）。



実家の山林などを相続したようだけど、 くわしいことが分からないということもあります…

【所有不動産記録証明制度の新設】（令和8年2月2日施行）

被相続人（亡くなった親など）が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化した証明書（所有不動産記録証明書）の発行を請求できるようになります。



住所等変更登記の義務化（令和8年4月1日施行）

- 住所や氏名・名称の変更登記の申請も**義務化**されます。
- 転居等により住所等の変更があった日から2年以内に登記をする必要があります。
- 不動産の所有者から法務局に対して、あらかじめかんたん・無料の申出をしてもらうことにより、その後は法務局が職権で住所等変更登記を行うサービス「スマート変更登記」も始まります。
- 法務局では、住所等変更登記の義務化とスマート変更登記についても広報活動を行っています。



シラナカッタヌキ



戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

戸籍事務とは

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

国籍事務とは

法務局では、外国人の帰化許可申請や国籍取得届などの受付、受理、審査など、国籍に関する事務を行っています。日本国籍を有することで、参政権が認められるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあるため、国籍に関する事務は極めて重要なものです。

【無戸籍者解消に対する取組】



日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることとなりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍者解消の取組等については、法務省ホームページにおいても紹介しています ▶
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html



供託事務 ～預けて安心～

概要

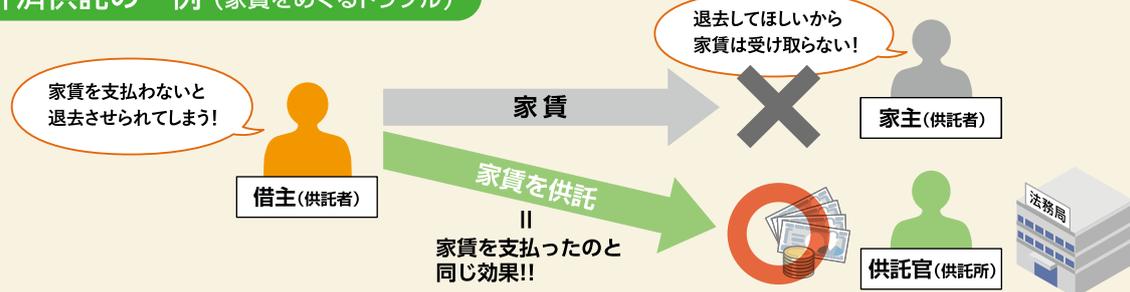
供託とは、供託者がある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

供託の種類

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。

弁済供託の一例（家賃をめぐるトラブル）





人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

概要

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つです。人権の擁護は、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。

活動内容

① 人権相談

法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話、インターネット、LINE、手紙といった様々なツールで人権に関する相談に応じています。

② 調査救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員又は人権擁護委員が調査に当たり、人権侵害が認められるかを判断し、事案に応じた適切な措置を取ります。措置には、例えば、人権侵害を行った者に対し改善を求める「説示」等があります。

③ 人権啓発

国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための活動を行っており、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。法務局では、人権教室や人権の花運動、全国中学生人権作文コンテストなどの様々な活動を実施しています。



こどもの人権SOS ミニレター (小学生用)



人権教室



いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を配布・配信しています。



「Myじんけん宣言」ホームページ

「Myじんけん宣言」とは、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツです。



訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

概要

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、行政庁からの求めに応じて、政策実行前の段階から、提訴リスクや敗訴リスクに関する法的助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動（予防司法支援）も行っています。このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

【具体的な訴訟の例】

- アスベスト訴訟
- 被爆体験者訴訟
- 基地関係訴訟
- 水俣病関係訴訟
- 福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- 諫早湾干拓関係訴訟
- マイナンバー訴訟
- 安保法制関係国家賠償請求訴訟
- C型肝炎訴訟
- B型肝炎訴訟
- 原子力関係訴訟



模擬法廷

CAREER PATH

法務局における一般的なキャリアパス



地方研修

中央研修

初等科研修 (約1か月間)

国家公務員採用
一般職試験(高卒者試験)採用年度

法務局職員としての心構え、新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



講義形式

中等科研修 (約2か月間)

国家公務員採用
一般試験(大卒者試験)採用年度
初等科研修を修了後、約4年を経過後

法務局職員としての心構え、中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



セミナー形式

専修科研修 (約2か月間)

中等科研修を修了後、約5年を経過後

指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得、社会的識見の涵養

高等科研修 (約3か月間)

将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律
的素養の修得、社会的識見の涵養

測量講習 (応用)

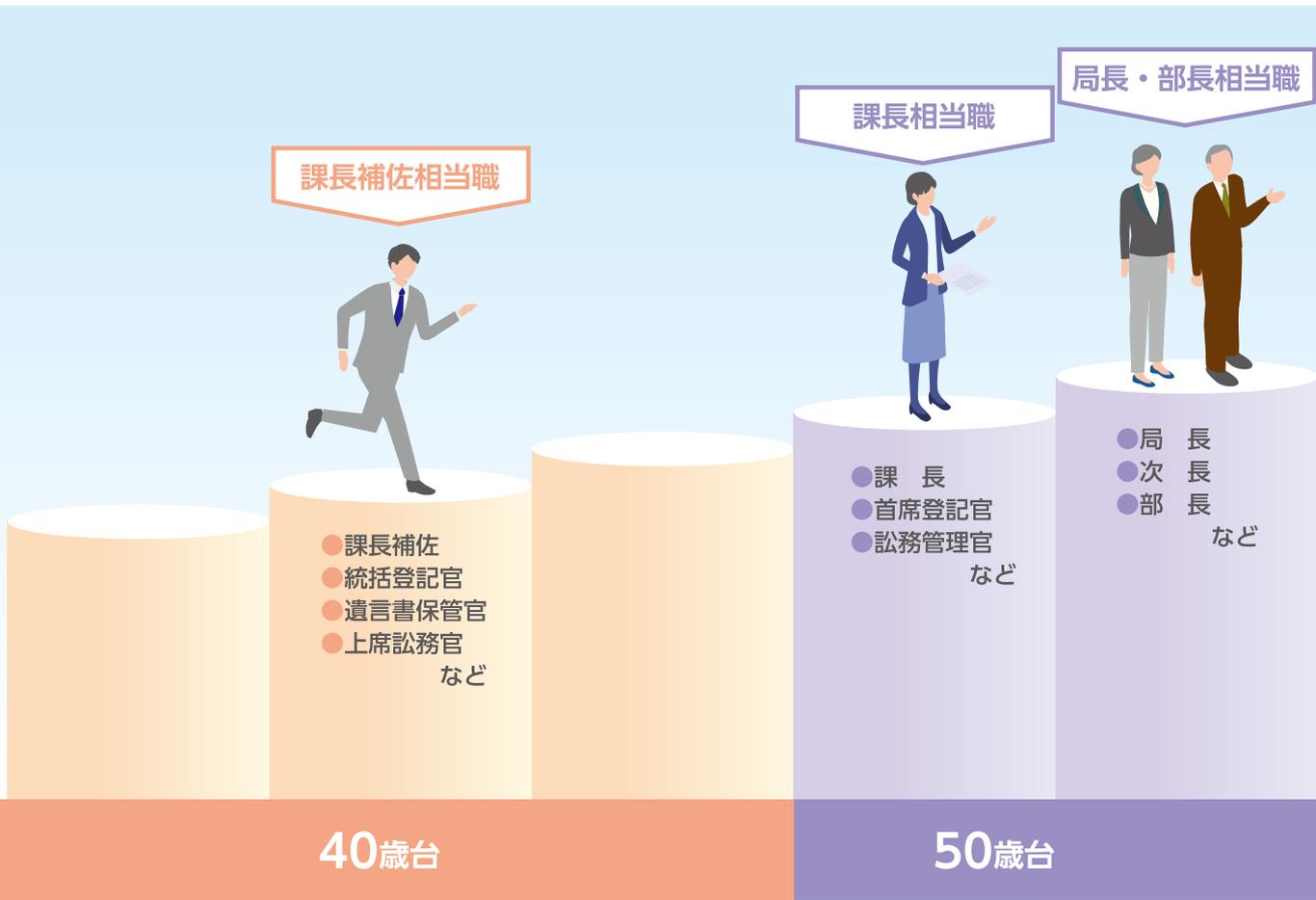
(約5か月間)

不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

登記専攻科研修 (約1か月間)

登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得、社会的識見の涵養

研修制度



両立支援制度の概要(育児)

仕事と育児の両立のために、法務局では、様々な制度が利用されています。

男性を対象とする制度



● 配偶者出産休暇

妻の出産に伴う入院の付添い、子の出生の届出等を行うための休暇(2日)



● 育児参加のための休暇

妻が出産する場合に、出産に係る子・未就学児を養育するための休暇(5日)



男女とも対象とする制度



● 出生サポート休暇

不妊治療に係る通院等のための休暇(年5日(体外受精に係る通院等の場合は更に5日加算))

● 育児休業

3歳未満の子を養育するための休業

● 育児時間

未就学児を養育するため、始業又は終業時に1日2時間まで勤務しないこと

● 育児短時間勤務

未就学児を養育するため、通常より短い勤務時間(週19時間25分等)で勤務すること

● 早出遅出勤務

未就学児の養育・小学生の放課後児童クラブ等への送迎のため、勤務時間帯を変更すること

● 子の看護休暇

子を看護するための休暇(年5日(子が2人以上の場合は10日))(小学校3年生まで)

女性を対象とする制度



● 職務専念義務の免除

妊娠中の職員が健康診査や保健指導、休憩・補食等のため勤務しないこと

● 産前休暇

6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である場合の休暇(出産日まで)



● 産後休暇

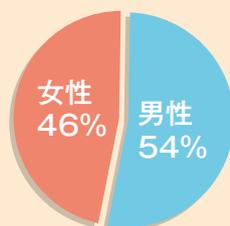
出産した場合の休暇(出生日の翌日から8週間を経過する日まで)



職員の割合



令和6年度採用職員の割合



令和6年度 取得実績

< 育児休業 >

男性 96人 女性 120人

< 配偶者出産休暇 >

< 育児参加休暇 >

男性 79人

仕事と育児の両立支援制度の活用



東京法務局民事行政部不動産登記部門

係員 ノムラ ナオヒロ 野村 直弘

(平成26年 東京法務局採用)



私は、長男が生まれたときに育児休業を取得しました。生まれてきた子どもとの時間を大切にしたい、また、今でしか味わえない経験をしたいと考え、期間は8か月としました。

生まれた最初の1年は、できることが1つずつ増えていき、あっという間に成長していきます。その成長の瞬間に立ち会えたことは、私にとって一生の思い出であり、育児休業を取得して本当によかったと実感した瞬間でもありました。

現在は、早出遅出勤務や休憩時間変更を活用しながら、帰宅時間を早

めるように努め、子どもと過ごす時間を大切にしています。

私が仕事と育児の両立をできているのは、様々な両立支援制度が整備されているおかげであり、なによりも職場の方の理解と協力があつたからだと思っています。

今後は、育児休業等の両立支援制度がほかの職員にとっても利用しやすい制度となるように配慮していきながら、私自身も育児短時間勤務や子の看護休暇等の両立支援制度を活用し、仕事と育児の両立を目指して頑張っていきたいと思います。

利用している(又は利用したことのある)制度

- 育児参加休暇 (令和5年10月2日～令和5年10月6日)
- 育児休業 (令和5年12月1日～令和6年7月31日)
- 早出勤務 (令和6年8月1日～)
- 休憩時間の変更 (令和6年8月1日～毎日15分短縮)

札幌法務局民事行政部総務課

係員 イシモリ モエ コ 石森 萌子

(平成28年 旭川地方法務局採用)



私は、第1子出産後約10か月の期間、産後休暇及び育児休業を取得し、その後は早出勤務及び昼休憩短縮時間を利用しながら、フルタイムで勤務しています。夫も法務局職員であり、遅出勤務を利用しているため、保育園への送迎は各自が分担して行い、子どもの急な体調不良があればそれぞれの勤務状況に合わせて、子の看護休暇や有給休暇を取得して対応しています。

子育て世代に向けた各種制度が充実しているほか、妊婦健診のための特別休暇や混雑時間を避けた出勤時間の緩和など、妊娠中からも利用で

きる各種制度がありとても助かりました。

仕事と育児の両立は想像以上に大変で慌ただしい日々を送っていますが、子どもの笑顔や寝顔に日々癒やされています。こうして育児をしながら仕事も行っているのは、職場の皆様の理解、応援と充実した各種制度、それを活用できる職場環境のおかげであると思っています。限られた勤務時間の中で、効率よく仕事をすることを心掛け、周りの方への感謝の気持ちをもって、仕事も育児も頑張っていきたいと思います。

利用している(又は利用したことのある)制度

- 産前産後休暇(令和5年5月1日～令和5年7月30日)
- 育児休業(令和5年7月31日～令和6年4月12日)
- 保育時間(令和6年4月15日～令和6年6月3日)
- 早出勤務(令和6年4月15日～)
- 休憩時間の変更(令和6年4月15日～毎日15分短縮)

法務局職員になるための採用区分

人事院が実施する採用試験

国家公務員採用一般職試験（大卒者試験）

大学を卒業した者及び卒業する見込みの者、短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者に受験資格があります。



--- 採用までの流れ ---



国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

高等学校又は中等教育学校を卒業した日から2年を経過していない者及び高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者に受験資格があります。



--- 採用までの流れ ---



※詳細については、人事院のホームページをご覧ください。

法務局が実施する採用試験

選考採用試験（係長級）

法務局の業務に有用な職務経験がある者に受験資格があります。これまでに、官公署、銀行、不動産業など様々な職務経験を有する人たちが採用されています。



--- 採用までの流れ ---



【選考日程について】

各法務局によって異なるため、各法務局のホームページをご覧ください。

- 東京法務局 ■名古屋法務局 ■福岡法務局 ■札幌法務局
- 大阪法務局 ■広島法務局 ■仙台法務局 ■高松法務局

選考採用試験（係長級）において、これまでに様々な経験を積んだ方が、約510人採用され、法務局の様々な分野で活躍しています。

キャリアステップ



2年目



広島法務局東広島支局

係員 久保田 結衣

(令和6年広島法務局採用)

私は、大学で学んだ法律の知識を生かすことができ、人々の暮らしに密接に関連した業務を行っていることに魅力を感じ、法務局を志望しました。

現在は、支局の総務係で主に供託事務を担当しています。最初は、供託事務の知識があまりなく、不安でいっぱいでしたが、上司や周囲の先輩方の助けもあり、今で

は成長を実感しながら、安心して業務を行っています。そのほか、供託以外の業務に携わるときには、新しい発見があって楽しく、採用から半年間、登記事務を担当していたときは、国民の権利と財産を守ることに貢献できていると感じ、やりがいを実感しました。

業務説明会に参加した際に、職場の雰囲気が良かったことが印象に残っていますが、実際に働いてみても先輩方は優しく、相談しやすいので、働きやすい職場だと感じています。

法学部出身者でなくても、研修制度が充実しているため、採用後に法律の知識を習得することができ、安心して働くことができます。法務局に興味がある方はぜひ、業務説明会や官庁訪問にお越しください。皆様と一緒に働ける日を楽しみにしています。



2年目



名古屋法務局豊橋支局

係員 森下 晴生

(令和6年名古屋法務局採用)

私は、法務局の所管する業務が戸籍、不動産登記、人権等、私たちの一生に密接に関係していること、専門性の高い業務に従事できることに魅力を感じ、志望しました。現在、名古屋法務局豊橋支局において、主に不動産登記の申請の調査・記入を担当しています。具体的には、お客様からお預かりした申請書及び添付

書類に不備がないかや申請が適法であるかを法律と照らし合わせながら審査を行っています。学生時代は、法律に触れる機会がほとんどなかったため、法律の知識がなく、採用当初は不安でしたが、上司や先輩方が丁寧に指導してくださるので、安心して業務に取り組むことができます。法務局の仕事は多岐にわたり、どれも幅広い専門的知識が必要となりますが、業務を通して毎日新たな知識を身につけ、能力を伸ばすことができる点が法務局の魅力だと感じています。法務局に少しでも興味のある方は、ぜひ、業務説明会や官庁訪問にお越しください。皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。





2年目 係長級



静岡地方法務局不動産登記部門

登記調査官 **三井 絵梨子**

(令和6年静岡地方法務局採用)

私は、選考採用試験を経て、令和6年度に静岡地方法務局に採用され、現在は不動産登記部門に所属しています。

「法務局は人でもつ職場」。これは、前職で法務局からの出向者に聞いた言葉で、法務局に関心を抱ききっかけとなりました。そして、法務局は業務内容が多岐にわたることを知り、幅広い知識を身につけられる環境である

ことに魅力を感じ、選考採用試験への応募を決めました。

入局後に担当した業務の一つは、相続登記の義務化の広報です。近年、社会問題となっている所有者不明土地問題の解消を図るため、不動産登記制度の見直しがされ、令和6年4月から相続登記が義務化されました。所有者不明土地の解消は国の喫緊の課題であり、この重要課題に係る業務に責任をもって取り組むことにやりがいを感じています。

また、入局前に聞いていたとおり、法務局は人が財産であることを実感しているところです。業務の幅が広いいため、自身のスキルと異なる業務を担当することもあります。先輩方が長い時間をかけて培ってきたノウハウを受け継ぎ、成長できる職場だと思います。ぜひ、選考採用試験に挑戦してみてください。



9年目



釧路地方法務局戸籍課

係員 **藤田 龍之介**

(平成29年釧路地方法務局採用)

私は、現在、戸籍、国籍及び成年後見登記事務を取り扱う戸籍課に所属しています。私が担当する業務の中で比重が大きい戸籍事務について簡単に紹介します。

戸籍制度は、日本国民の一人一人について親族的身分関係を登録し、公証する制度です。戸籍事務は市町村長が管掌するものとされていますが、戸籍事務を全国で統一的な取り扱いとするため、法務局が市町村に対し、助言、指示等を行うこととされています。これに基づき、市町村の担当者からの事務処理に関する照会に回答すること、市町村の担当者に研

修を実施すること、市町村役場に赴き現地指導を行うことなどが主な業務内容です。

法務局の業務は多岐にわたり、私もこれまでに登記、供託、戸籍、人権、訟務、人事、給与事務など様々な業務を経験してきました。それぞれの業務で専門的な知識が必要となりますが、採用時点で法律の知識等に自信がなくても心配ありません。私自身、学生時代に法律の勉強をしたことがありませんでしたが、充実した研修制度によって業務に必要な知識を身につけることができるほか、先輩方も優しくサポートしてくれるので、どの職場でも不安なく仕事をすることができています。多岐にわたる業務をこなすために幅広い知識を学んだり、視野を広くもつことができるようになることは、法務局で働くことの魅力の一つだと感じています。

皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

1日のタイムスケジュール

| | |
|-------|------------------|
| 8:30 | 登庁・メールチェック |
| 8:45 | 課内ミーティング |
| 10:00 | 成年後見登記証明書の発行対応 |
| 12:00 | 昼休み |
| 14:00 | 来庁者の国籍相談対応 |
| 16:00 | 市町村からの戸籍に関する照会対応 |
| 17:30 | 退庁 |





23年目
係長級



大阪法務局人権擁護部第二課

調査救済第一係長 アサノ タカユキ 浅野 貴之

私は現在、大阪法務局人権擁護部第二課に所属しています。人権擁護部第二課は、人権擁護委員と連携して、人権に関する相談や、調査救済事務を行っている部署です。私は、これらの事務に関する庶務事務、統計事務などを担当しています。

人権相談は、対面のほか、電話、メール、LINE、子どもを対象としたSOSミニレターなどにより、毎日様々な相談が寄せられ、悩みの解決方法を一緒に考えています。

また、相談者から申し出を受け、当機関の関与が必要と認められる場合には、救済手続を開始し、関係者にお話を聞いた上で、適切な措置を検討しています。

相談者にとって納得のいく解決に導くのは難しいですが、相談者の気持ちが楽になったり、感謝の言葉をいただいたりしたときには、やりがいを感じます。悩んでいる方の身近な相談窓口になることができればいいなと思っております。

「人権」といっても様々な権利があって幅広く、最初は難しいと感じる方もいるかもしれませんが、業務に当たっては様々な研修があり、知識を習得する機会は数多く用意されています。

人権擁護部で皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

1日のタイムスケジュール

| | |
|-------|---------------|
| 8:30 | 登庁・メールチェック |
| 9:00 | 資料作成 |
| 11:00 | 人権擁護委員との打ち合わせ |
| 12:00 | 昼休み |
| 13:00 | 決裁文書の起案 |
| 15:00 | 係内の決裁文書の確認 |
| 17:15 | 退庁 |



27年目
課長補佐級



名古屋法務局訟務部行政訟務部門

上席訟務官 マキノ キョウコ 牧野 恭子

私は現在、名古屋法務局訟務部において、上席訟務官として国を当事者とする訴訟等について、国の指定代理人として、裁判所に対する申し立てや主張・立証などの業務に携わっています。

具体的には、訟務事務を行う法務局職員は、法曹資格を有する訟務部長や部付の指導を仰ぎながら訴状や答弁書の作成・提出、期日対応などを行いますが、私は上

席訟務官として部下職員のサポートも行っています。

訟務事務は、限られた時間の中で、法と証拠に基づき適正に行わなければならないため、関係する法律を正しく理解し、迅速に業務を行う必要があります。また、マスコミも注目する事件もあることから、責任と緊張を伴い大変な面もありますが、反面、とてもやりがいをもって取り組むことができる仕事だと思います。

法務局の業務は訟務事務だけでなく、多岐にわたっていますが、いつもたくさんの上司や先輩、同僚の支えがありますので、皆さんが輝ける場所として法務局を選んでいただき、一緒に働けることを楽しみにしています。

1日のタイムスケジュール

| | |
|-------|------------|
| 8:30 | 登庁・メールチェック |
| 9:00 | 決裁文書起案 |
| 10:30 | 行政庁との打ち合わせ |
| 12:00 | 昼休み |
| 13:00 | 裁判所への出廷 |
| 14:00 | 期日経過報告書の起案 |
| 15:00 | 資料作成 |
| 17:30 | 退庁 |





37年目
課長級



福島地方法務局不動産登記部門

首席登記官（不動産登記担当）石井 多加子

不動産登記は、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などを公の帳簿（登記簿）に記載し、これを一般公開することにより、権利関係などの状況が誰にでもわかるようにし、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

また、不動産登記は昔からある制度ですが、相続登記の義務化など、最近社会問題化している「所有者不明土地問題」でも一定の役割を果たすことが期待されているなど、その時代の社会的ニーズに対応しながら変化しているため、採用されてから30年以上が経過した今でも、新しく学ぶことが多いと感じています。

現場の雰囲気は少しだけお伝えするなら、法務局の仕事は、不動産登記だけでなく、供託や訟務など多岐にわたり、仕事をする上での根拠法令も異なるので、覚えることは多いです。

ただ、日々学んで、できることが少しずつ増えていくことにやりがいを感じる方であれば、法務局は向いていると思います。そこに加わってみたいと思う方が増えたらうれしい限りです。



41年目
局長級



福岡法務局

局長 サイタ ヒデハル 済田 秀治

このパンフレットを手にとっていただいた皆さん、法務局の業務に関心を寄せていただきまして、ありがとうございます。

入局して41年目の私は、この間、不動産登記、商業・法人登記、人事に関する業務等を経験し、また、法務本省では、法務局が行う施策の企画立案、予算に関する業務や法務局の事務・事業に関する法律の立案などを経験してきましたが、よき仲間恵まれ、とても充実した毎日を過ごしています。

法務局は、戦後まもなくの昭和22年に裁判所から司法事務局として独立して業務をスタートさせました。はじめは登記・戸籍・供託等の事務を所管する行政機関であっ

たところ、昭和24年に「法務局」に改称して、訟務、人権擁護に関する事務を追加し、その後も、国籍事務のほか成年後見登記制度、筆界特定制度などを、順次、所管業務に加えて、業務の幅を拡大し続けている組織です。

近時においても、土地取引の活性化や公共インフラの整備促進のための法務局地図作成事業や土地の管理不全、公共事業、復旧・復興事業の阻害要因とされる所有者不明土地問題に対応するため、遺言書保管制度や相続土地国庫帰属制度の取り扱いを始めるなど、政府の方針や国民の多様なニーズを反映した各種施策を各分野において強力に推進しています。

法務局は、国民生活や社会・経済活動のインフラを支え、国民の権利と財産を守る極めて重要な役割を担いながら、常に変わり続け、挑戦し続ける大変やりがいを感じることができる職場です。

このような職場を持続させることができているのは、業務の効率化に積極的に取り組んで働き方改革を推進し、ワークライフバランスの向上を図りながら、風通しのいい、居心地がいい職場環境の維持を心がけていることが大きな要因だと思います。

新規採用職員に行ったアンケートでも、法務局を選んだ理由の上位に、「職場や職員の雰囲気」が多く選ばれています。

皆さんにも、このようなチャレンジングな組織の一員であることに誇りを感じていただけると確信しています。

皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています！

ワークライフバランスの充実



高松法務局民事行政部法人登記部門

登記調査官 ^{イトウ キョウヘイ} 伊藤 恭平
(平成28年高松法務局採用)



私は、平成28年4月に高松法務局で採用されました。現在は、法人登記部門に所属し、会社や各種法人登記申請の審査や、司法書士、一般利用者からの相談への対応などの職務にあたっています。

体を動かすことが趣味なので、休

日は、高松法務局の職員で作るテニスサークルに参加しています。普段は練習に励んでいますが、法務本省やほかの法務局との交流試合を行うこともあります。

テニスは、変化する状況に応じてプレーを組み立て、集中力を維持することが重要なスポーツであり、単なるリフレッシュにとどまらず、仕事の進め方やセルフマネジメントに役立っています。

そのほか、定時退庁日や休日には料理をしたり、夏季休暇などの長期休暇を利用して妻と旅行をしたりするなどして、仕事以外で活力を得ています。

法務局では年15日以上の年次休

暇の取得や定時退庁日の実施など、ワークライフバランスを確保するための施策を積極的に推進しています。仕事と私生活を充実させられる環境が整った、働きやすい職場です。



大阪法務局堺支局登記部門

係員 ^{イチバ ワカナ} 市場 若菜
(令和5年大阪法務局採用)



私は、採用されて2年が経ちますが、採用当初から仕事と私生活の両立を目標にしています。学生時代からキャンプと旅行が趣味で、社会人になってからも続けています。キャンプでは、焚き火やバーベキューをしたり、夕日などの景色を眺めて楽しんで

います。旅行は、国内が多いですが、計画的な年次休暇や、夏季休暇を利用して韓国やタイなど海外にも数回行きました。どちらの趣味も普段の生活から離れて非日常を味わうことで、心身ともにリフレッシュできるので、仕事へのモチベーションアップにつながっています。今後は、健康の維持のためにスポーツを始めようと考えています。

法務局は、年次休暇の取得が推進されていたり、全体の定時退庁日のほか My 定時退庁日を設定したりすることができるので、平日でも自分の趣味のための時間を確保することができる職場だと感じます。私生活が充実することで、結果的に仕事の

効率化につながり、生き生きと働いていけると思うので、これからもメリハリをつけながら、ワークライフバランスの実現に取り組みたいです。



全国の法務局

詳しくは…

| 局名 | 管轄区域 | 所在地 | 郵便番号 | 電話番号 |
|-----------|-------------------|---|----------|---------------|
| 東京法務局 | 東京都 | 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 | 102-8225 | (03)5213-1234 |
| 横浜地方法務局 | 神奈川県 | 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 | 231-8411 | (045)641-7461 |
| さいたま地方法務局 | 埼玉県 | さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第 2 法務総合庁舎 | 338-8513 | (048)851-1000 |
| 千葉地方法務局 | 千葉県 | 千葉市中央区中央港 1-11-3 | 260-8518 | (043)302-1311 |
| 水戸地方法務局 | 茨城県 | 水戸市北見町 1 番 1 号 水戸法務総合庁舎 (1・2 階) | 310-0061 | (029)227-9911 |
| 宇都宮地方法務局 | 栃木県 | 宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮法務総合庁舎 | 320-8515 | (028)623-6333 |
| 前橋地方法務局 | 群馬県 | 前橋市大手町 2-3-1 | 371-8535 | (027)221-4466 |
| 静岡地方法務局 | 静岡県 | 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 | 420-8650 | (054)254-3555 |
| 甲府地方法務局 | 山梨県 | 甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎 | 400-8520 | (055)252-7151 |
| 長野地方法務局 | 長野県 | 長野市大字長野旭町 1108 長野第二合同庁舎 | 380-0846 | (026)235-6611 |
| 新潟地方法務局 | 新潟県 | 新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎 | 951-8504 | (025)222-1561 |
| 大阪法務局 | 大阪府 | 大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎 | 540-8544 | (06)6942-1481 |
| 京都地方法務局 | 京都府 | 京都市上京区荒神口通河原町東上入生洲町 197 | 602-8577 | (075)231-0131 |
| 神戸地方法務局 | 兵庫県 | 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 | 650-0042 | (078)392-1821 |
| 奈良地方法務局 | 奈良県 | 奈良市高畑町 552 | 630-8301 | (0742)23-5534 |
| 大津地方法務局 | 滋賀県 | 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 | 520-8516 | (077)522-4671 |
| 和歌山地方法務局 | 和歌山県 | 和歌山市二番丁 3 (和歌山地方合同庁舎) | 640-8552 | (073)422-5131 |
| 名古屋法務局 | 愛知県 | 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 | 460-8513 | (052)952-8111 |
| 津地方法務局 | 三重県 | 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 | 514-8503 | (059)228-4191 |
| 岐阜地方法務局 | 岐阜県 | 岐阜市金竜町 5-13 | 500-8729 | (058)245-3181 |
| 福井地方法務局 | 福井県 | 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 | 910-8504 | (0776)22-5090 |
| 金沢地方法務局 | 石川県 | 金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎 | 921-8505 | (076)292-7810 |
| 富山地方法務局 | 富山県 | 富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎 | 930-0856 | (076)441-0550 |
| 広島法務局 | 広島県 | 広島市中区上八丁堀 6-30 | 730-8536 | (082)228-5201 |
| 山口地方法務局 | 山口県 | 山口市中原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館 | 753-8577 | (083)922-2295 |
| 岡山地方法務局 | 岡山県 | 岡山市北区南方 1-3-58 | 700-8616 | (086)224-5656 |
| 鳥取地方法務局 | 鳥取県 | 鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎 | 680-0011 | (0857)22-2191 |
| 松江地方法務局 | 島根県 | 松江市母衣町 50 番地 松江法務総合庁舎 | 690-0886 | (0852)32-4200 |
| 福岡法務局 | 福岡県 | 福岡市中央区舞鶴 3-5-25 | 810-8513 | (092)721-4570 |
| 佐賀地方法務局 | 佐賀県 | 佐賀市城内 2-10-20 | 840-0041 | (0952)26-2148 |
| 長崎地方法務局 | 長崎県 | 長崎市万才町 8-16 | 850-8507 | (095)826-8127 |
| 大分地方法務局 | 大分県 | 大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎 | 870-8513 | (097)532-3161 |
| 熊本地方法務局 | 熊本県 | 熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎 | 862-0971 | (096)364-2145 |
| 鹿児島地方法務局 | 鹿児島県 | 鹿児島市山下町 13-10 鹿児島第 3 地方合同庁舎 | 892-8511 | (099)219-2100 |
| 宮崎地方法務局 | 宮崎県 | 宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎 | 880-8513 | (0985)22-5124 |
| 那覇地方法務局 | 沖縄県 | 那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎 | 900-8544 | (098)854-7950 |
| 仙台海務局 | 宮城県 | 仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第 3 法務総合庁舎 | 980-8601 | (022)225-5611 |
| 福島地方法務局 | 福島県 | 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 | 960-8021 | (024)534-1111 |
| 山形地方法務局 | 山形県 | 山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎 | 990-0041 | (023)625-1321 |
| 盛岡地方法務局 | 岩手県 | 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 | 020-0045 | (019)624-1141 |
| 秋田地方法務局 | 秋田県 | 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 | 010-0951 | (018)862-6531 |
| 青森地方法務局 | 青森県 | 青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎 | 030-8511 | (017)776-6231 |
| 札幌法務局 | 最寄りの法務局等にお尋ねください。 | 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 | 060-0808 | (011)709-2311 |
| 函館地方法務局 | | 函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎 | 040-8533 | (0138)23-7511 |
| 旭川地方法務局 | | 旭川市宮前 1 条 3-3-15 旭川合同庁舎 | 078-8502 | (0166)38-1111 |
| 釧路地方法務局 | | 釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 | 085-8522 | (0154)31-5000 |
| 高松法務局 | 香川県 | 高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎 | 760-8508 | (087)821-6191 |
| 徳島地方法務局 | 徳島県 | 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 (R7.7.22 ~ 〒770-8512 徳島市徳島町 2-17 徳島法務総合庁舎) | 770-8512 | (088)622-4171 |
| 高知地方法務局 | 高知県 | 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい県都合同庁舎 | 780-8509 | (088)822-3331 |
| 松山地方法務局 | 愛媛県 | 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎 | 790-8505 | (089)932-0888 |

人権相談

< 受付時間 >
平日
午前 8 時 30 分 ~
午後 5 時 15 分

- みんなの人権 110 番 0570 - 003 - 110
- こどもの人権 110 番 (通話料無料) 0120 - 007 - 110
- 外国語人権相談ダイヤル 0570 - 090 - 911
(平日の午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分)
- インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

ひとりで悩まず
相談してみよう

